こども・子育て拠点施設整備基本計画策定及び民間活力導入検討調査業務 公募型プロポーザル実施要領

I 目的

この要領は、こども・子育て拠点施設整備基本計画策定及び民間活力導入検討調査業務(以下「本業務」という。)において、最も適切な企画力、実践力、専門的知識、経験及び実績を有する事業者をプロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

- (I) 業 務 名 こども・子育て拠点施設整備基本計画策定及び民間活力導入検討 調査業務
- (2) 履行場所 いなべ市役所
- (3) 業務内容 こども・子育て拠点施設整備基本計画策定及び民間活力導入検討 調査業務公募型プロポーザル実施要領仕様書によるものとする。
- (4) 履行期間 契約締結の日から令和8年3月19日(木)までとする。
- (5) 予算上限額 金7,565,580円 (消費税及び地方消費税額を含む。) ※現時点での見込であり、金額を保証するものではない
- (6) 契約保証金 契約金額の100 分の10 以上 ただし、いなべ市契約規則(平成22 年規則第16 号)第28 条に 該当する場合は、契約保証金の納付を免除とする。

2 参加資格

本業務のプロポーザルに参加する者は、参加申込書の提出日から令和7年II月 27日(木)までの間において、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (I) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) いなべ市入札参加資格者名簿(物品・役務)において、業種「計画策定・コン サルティング」、業種細目「各種計画策定」に登録されている者であること。
- (3) いなべ市建設工事等入札参加資格停止措置要綱(平成21年いなべ市告示第103号)第4条第1項の規定による入札参加資格停止措置を受けていない者であること。
- (4) 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続又は民事再生法(平成 11年法第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) いなべ市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成28年いなべ市告示第119号) 別表第2に規定する要件に該当する者でないこと。
- (7) 令和2年度から令和6年度に、人口4万人以上(令和7年4月 | 日現在)の地方公共団体において、官公庁が発注する次の実績を有するものであること。

ア こども・子育て機能を含む施設の基本計画を策定した実績

イ 公共施設の民間活力導入の検討調査業務を履行した実績

3 事務局

いなべ市役所 健康こども部 こども政策課〒5 | 1 - 0 4 9 8

三重県いなべ市北勢町阿下喜3 | 番地

TEL: 0594-86-7821 FAX: 0594-86-7864

E-mail: jidou@city.inabe.mie.jp

4 日程

プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

項番	区分	手続等	期限等
	参加申込 及び · 次審査	仕様書等の閲覧期間	公告の日から令和7年10月
-		はな音号の閲見期间	31日(金)午後4時まで
2		次審査に関する質問の提出	令和7年10月27日(月)
۷			午後4時まで
3		I 次審査に関する質問回答	令和7年10月29日(水)
4		次審査に関する書類の提出	令和7年10月31日(金)
4			午後4時まで
5		I 次審査結果通知	令和7年11月5日(水)
6	2次審査	2次審査に関する質問の提出	令和7年11月12日(水)
7		2次審査に関する質問回答	令和7年11月14日(金)
8		2次審査に関する書類又は辞	令和7年11月21日(金)
0		退書の提出	午後4時まで
9		プレゼンテーションの実施	令和7年11月27日(木)
10		2次審査結果通知	令和7年11月28日(金)
1.1		最終ヒアリング	令和7年12月1日(月)~
			12月4日(木)
1.2	契約	禾 江 初 4h 4 44	令和7年12月2日(火)~
12		委託契約締結 	12月8日(月)

5 プロポーザルの手続き

参加希望者は、「4 日程」により、次に従い必要な手続きを行うこと。

(1) 参加申込書等の提出(1次審査)

参加希望者は、「4 日程」に記載の提出期限までに、指定された様式に基づき 参加申込書等を提出するものとする。

ア 提出書類

(ア) 企画提案参加表明書(様式 |)

- (1) 会社概要書(様式2)
- (ウ) 類似契約実績書(様式3)
- (I) 類似契約実績書に記載のある業務が完了したこと及び契約金額のわかる 資料(検収調書等)の写し。これが提出ができない場合は、契約履行申出 書(別紙(様式3関連))
- イ 提出先 3 事務局と同じ
- ウ 提出方法 持参又は配達状況が確認できる方法で郵送すること。(受付は、いなべ市の休日を定める条例(平成15年いなべ市条例第2号)第 1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)
- エ 製本方法 提出書類(ア)~(エ)の順番で左上綴じとする。
- 才 提出部数 I部
- (2) 企画提案書等の提出(2次審査)

| 一次審査において、選定の通知を受けた者(以下「企画提案者」という。)は、「4 日程」に記載の提出期限までに、指定された様式に基づき企画提書等を提出する。なお、辞退者は、企画提案書の提出期限までに企画提案参加辞退書(様式8)を提出するものとする。

ア 提出書類

- (7) 企画提案書(様式任意A4縦)
 - ①企画提案書は、20頁程度とし、目次及びページ番号を付すものとする。
 - ②受領した企画提案書は、プロポーザル審査後に正本 | 部を除き返却するものとする。
- (1) 工程計画表(様式任意A4縦)
- (ウ) 業務実施体制書(様式5)
- (工) 担当技術者調書(様式6)
- (t) 見積書(様式7)、見積内訳書(様式任意A4縦)
 - ①金額の総額と、業務内容と金額を記した内訳について記述する。
 - ②見積金額が予算上限額を上回る企画提案者の企画提案は無効とする。
- (カ) 他の地方公共団体で策定済みの基本計画書(様式3に記載のあるもの)
- イ 提出先 3 事務局と同じ
- ウ 提出方法 持参又は配達状況が確認できる方法で郵送すること。(受付は、 休日を除く。)

エ 製本方法

タイプ A	提出書類	正本 部は、名称、代表者名のほか企画提案
	(7)~(I)	者を特定できる情報を記載する。副本 9 部は
		名称、代表者名のほか企画提案者を特定でき
		る情報を記載しない。いずれも提出書類(ア)~
		(エ)の順番で製本する。
タイプB	提出書類(オ)	封入し、提出する。封筒には「こども・子育て
		拠点施設整備基本計画策定及び民間活力導入
		検討調査業務提案に基づく見積書」及び企画

		提案者名を記載する。
タイプC	提出書類(カ)	原本を提出する。

オ 提出部数 タイプA I O部(正本I部、副本 9部)

タイプB I部

タイプC 最大5自治体まで。各 I 部

(3) 質問の提出、回答

ア 質問方法 質問書(様式4)により、電子メールでの提出とし、電子メール の送信後、送達の電話確認を行うこと。口頭による質問の受付は行 わない。

- イ 問合せ先 3 事務局と同じ
- ウ 電子メールの件名 【質問書】こども・子育て拠点施設整備基本計画策定及 び民間活力導入検討調査業務公募型プロポーザル実施要領 - 提案 者名
- エ 回答方法 いなべ市ホームページの入札契約情報に掲載し、閲覧に供することにより回答する。

URL https://www.city.inabe.mie.jp/sangyo/nyusatsu/nyusatsukokoku/index.html

6 プレゼンテーション

提出された企画提案書等に基づき、「4 日程」によりプレゼンテーションを開催する。

- (1) 開催場所 いなべ市役所 行政棟 2階 庁議室
- (2) 控 室 いなべ市役所 行政棟 2階 相談室2-1
- (3) 開催時間 午後9時30分より順次(予定)
- (4) 所 要 時 間 プレゼンテーション20分程度、質疑応答10分程度の計30分程度
- (5) 会場設備等 パソコン、モニター
- (6) 留 意 事 項 3名以内とし、説明は本業務の主担当者(様式6に記載のある主 担当者)が行うこと。

7 審査及び選定

(1) | 次審査

参加申込書等の提出者が6者以上となった場合は、提出された書類をもとに履行実績数が多い順に最大5者、事務局が選定する。ただし、履行実績数が同数である者が複数ある場合は、こども・子育て機能を含む施設の基本計画公共施設の民間活力導入の検討調査業務を一体的に履行した実績数が多い順に選定する。審査結果は参加申込者全員に、FAX又はE-mailで通知する。

(2) 2次審査

こども・子育て拠点施設整備基本計画策定及び民間活力導入検討調査業務プロポーザル選定委員会において、以下の項目について企画提案書等に基づくヒアリ

ング審査を行い、最も高い評価点を得た提案者を最適提案者とし、第2位の者を 次点候補者として選定する。評価点が同点の場合は、企画提案内容が高い得点を 得た者を上位とする。

評価項目	評価事項	配点	
企画提案内容	(I) いなべ市の特性を踏まえた業務の理解度		
	(2) 企画提案内容の業務との適合性		
	(3) 企画提案内容の独創性	55	
	(4) 次年度以降の事業の実行性、継続性		
	(5) 追加提案内容の活用可能性		
	(6) スケジュールの履行可能性		
実施体制	(1) 総括責任者及び主担当者	20	
	(2) 実施体制	20	
業務実績	業務実績	10	
プレゼンテーション	熱意・取組姿勢	10	
見積額	見積金額	5	
合計		100	

(3)ヒアリング及び契約候補者

- ア 2次審査終了後に最適提案者とヒアリングを行い契約候補者とする。
- イ ヒアリングに出席しない場合又はヒアリングにより提案内容と大きく相違するなど、著しく不適当と判断した場合は、次点の企画提案者を最適提案者とし、上記アの手順により契約候補者とすることができる。
- ウ 上記により決定した契約候補者が契約を締結しない場合は、次点の企 画提案者とヒアリングを行い契約候補者とする。
- (5)プロポーザルの審査結果の公表等について
 - ア プロポーザルの審査結果及び審査を経て契約候補者として決定した者の名 称は、企画提案者全員に書面で通知する。
 - イ 企画提案者の評価、審査経過及び評価理由等は公表しない。

8 契約締結に関する基本事項

(1)契約内容の調整及び仕様書の確定

契約候補者及び市が、業務内容等の調整を行い、仕様書を確定する。

(2) 見積書の再提出

契約候補者は、確定した契約内容に基づき、契約締結に向けた見積書を再提出する。

9 失格事項

次に掲げる条件のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

(1) 提出書類の提出方法及び提出期限を遵守しない場合

- (2) 審査委員等に直接、間接を問わず、本プロポーザルに対する助言を求める等の働きかけを行った場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載がある場合

10 その他

- (1)本業務は、プロポーザル方式により受託者を選定するものであることから、企画 提案書の記載内容及びヒアリング内容を尊重しつつ、具体的な業務内容は本市 と協議のうえ決定することとする。
- (2)プロポーザルに参加する費用は、全てプロポーザルに参加した者の負担とする。
- (3)提出書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。また、提出書類等で 用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51 号)に定めるものとする。
- (4)企画提案書の提出後は、企画提案書等の修正又は変更はできない。ただし、や むを得ない理由により修正又は変更が生じた場合で、選定委員会が承諾したも のについてはこの限りでない。
- (5)契約締結者の企画提案書類の著作権は、契約締結者に帰属する。ただし、いなべ市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合、契約締結者の承諾を得ずに企画提案書等の内容を無償で使用できるものとする。また、本案件に係る情報公開請求があった場合は、いなべ市情報公開条例(平成 15 年いなべ市条例第8号)及びいなべ市情報公開条例施行規則(平成 15年いなべ市規則第8号)に基づき、企画提案書等を公開することがある。